

第3回“農林漁家民宿おかあさん100選”募集要領<2次募集>

平成21年10月
(財)都市農山漁村交流活性化機構

1.“農林漁家民宿おかあさん100選”の趣旨

農林漁家民宿は、農山漁村地域を舞台にゆとりと安らぎを求める国民のニーズに応える都市と農山漁村の交流の担い手として期待されているところですが、その普及・定着を図るためには、国民に広く開かれた農山漁村が有する魅力を伝えたり、安全・安心な滞在を提供したりするほか、心のふれあいが感じられるもてなしなど、質の維持・向上は欠かせません。

このため農林漁家民宿の管理を担っている女性実践者の中から、地域における取組等でオピニオンリーダーとしての取組を行っている者を全国から100名程度選定するとともに、彼女たちの協力による農林漁家民宿の質の維持・向上に係る情報交換会等の開催やネットワークの構築等の取組を通じて、国内に十分な質が保たれた農林漁家民宿の普及・定着が図られることを目的に実施するものである。

2.募集方法

(1)募集対象者

本事業において募集の対象となる者は以下の要件にかなう女性とする。

旅館業法の営業許可を取得した農林漁家民宿を経営している女性
農林漁家民宿の経営を「事業」として継続的に実施してきた女性
農林漁家民宿の施設の運営や安全管理等を担って行っている女性
都道府県都市農村交流担当課、都道府県観光協会、マスコミ関係から選定基準をふまえて推薦された女性
農林漁家民宿おかあさんのイメージに即している女性

(2)募集方法

次に掲げる方法で(1)の者を推薦によって募集するものとする。

推薦者：a 都道府県都市農村交流担当課（普及組織等と連携の上、2名程度推薦する）
b 都道府県観光協会・マスコミ関係（aとは別に推薦する）
推薦期間：平成21年10月7日(水)～平成21年11月9日(月)
選定状況により、3次推薦も検討する

- 提出書類： a “農林漁家民宿おかあさん100選”応募調書
b 候補者を対象にしたアンケート
c 候補者に関して紹介している資料（WEBページ含む）
d 旅館業法の営業許可書のコピー
e 食品衛生法の営業許可書のコピー（食事提供民宿のみ）
f 候補者の写真
ア 候補者の顔がよくわかるもの
イ 活動の様子がわかるもの
ウ 施設の外観がわかるもの
エ その他

提出方法： E-メールにて下記メールアドレスへ送付のこと

提出先：(財)都市農山漁村交流活性化機構

宍戸、濱口 hamaguchi@kouryu.or.jp

3. 選定基準

“農林漁家民宿おかあさん100選”に係る人材選定の基準は以下の通りとする。

“農林漁家民宿おかあさん100選”選定基準

平成21年7月

“農林漁家民宿おかあさん100選”に選定される者は、国内の農林漁家民宿における質の維持・向上の普及に係るオピニオンリーダーとなるべき存在であり、以下の基準にかなうことを選定の条件とする。

1. 農林漁家民宿として“汎用性”のある取組を行っていること

農林漁家民宿の業務において、他の農林漁家民宿にとって参考になるような意欲的な取組を行っている女性であること

〔確認事項〕

以下の事項に関する取組を行っている者であること

農林漁家民宿として“接客”に関する意欲的な取組

農林漁家民宿として“食事”に関する意欲的な取組

農林漁家民宿として“その他サービス”に関する意欲的な取組

農林漁家民宿として“農林漁業を熱心に営み、農林漁家ならではの工夫されたサービス”に関する意欲的な取組

2. 都市農村交流等に関して“地域性”のある取組を行っていること

都市農村交流等の活動に関して、地域性を活かした意欲的な取組を行っている女性であること

〔確認事項〕

以下の事項に関する実績を有する者であること

農林水産物等の地域資源の活用や景観・文化等の保全に関する意欲的な活動実績

地域において都市農村交流のリーダー的な存在としての活動実績

4. 選定方法

当機構は、この選定を実施するために、第三者の構成による「平成21年度“農林漁家民宿おかあさん100選”選定委員会」を設置し、当選定委員会において以下の通りの選定を行うこととする。

書類審査

各委員は、各都道府県及び県観光協会、マスコミ関係から送付された応募調書に基づき採点を行う。

書面審査：平成21年11月26、27日

選定委員会：平成21年12月2日

当選定委員会において、各委員からの採点により上位に評価された女性実践者の中から協議により農林漁家民宿のおかあさんを選定する。

(1) 評価項目

この審査では、以下の～の候補者の取組に基づいて評価を行う。

農林漁家民宿として“汎用性”のある取組を行っていること
都市農村交流等に関して“地域性”のある取組を行っていること
その他、推薦者が評価した取組を行っていること

(2) 評価方法

評価には、「加点主義（評価対象者のプラス面を着目して評価を行う）」を取り入れ、以下の「審査の評価基準」による2段階評価で配点を行うこととする。

評価基準	配点
S評価：特に優れていると評価ができる	3点
A評価：評価ができる	1点

選定委員会は、以下の評価項目ごとに採点を評価覧に記入することとする。

- a . 農林漁家民宿において“汎用性”のある取組を行っていること
候補者が、農林漁家民宿の業務において、他の農林漁家民宿にとって参考になるような意欲的な取組を行っている女性であること

評価項目	評価覧
農林漁家民宿において“接客”に関する意欲的な取組	S・A
評価される取組例 ：お客様との交流に関して魅力的な演出を行っている。 ：お客様に宿のサービス・地域資源等の説明を行っている。 ：お客様の施設の使用について安全への配慮が行われている等。	
農林漁家民宿において“食事”に関する意欲的な取組	S・A
評価される取組例 ：お客様に旬で、地場の食材の料理を極力提供している。 ：お客様の年齢や体調等に配慮した料理を提供することができる。 ：食事を提供しない場合は食事処の紹介等の工夫をしている等。	
農林漁家民宿において“その他サービス”に関する意欲的な取組	S・A
評価される取組例 ：調度品や設備等は整理し、清潔感のある空間を演出している。 ：障害者や外国人に配慮した対応を行っている。 ：体験等のサービスについて魅力的な演出を行っている等。	
農林漁家民宿として“農林漁業を熱心に営み、農林漁家ならではの独自性のあるサービス”に関する意欲的な取組	S・A
評価される取組例 ：接客や食事以外でお客様から評価されるサービスを提供している農林漁業をバックボーンとした農山漁村体験や、経営者の魅力的な人的交流等	

- b . 都市農村交流等に関して“地域性”のある取組を行っていること
候補者が、農林漁家民宿や都市農村交流の活動において、地域資源等を活かした意欲的な取組を行っている女性であること

評価項目	評価覧
農林水産物等の地域資源の活用や景観・文化等の保全に関する意欲的な取組実績	S・A
評価される取組例 ：食材や体験には地場の農林水産物を意識して使用している。 ：地域景観の保全や地域文化の保全に取り組んでいる等。	
地域において都市農村交流のリーダー的な存在としての活動実績	S・A
評価される取組例 ：地域において、学校教育旅行の受入など、都市農村交流における諸処の活動に関して、リーダー的な役割として取り組んでいる等。	

c . その他、推薦者が評価した取組を行っていること

評価項目	評価覧
a、b以外で推薦者が評価した候補者に関する意欲的な取組等 評価される取組例 : 都道府県においてグリーン・ツーリズム協議会の代表を務める等、 a・b以外の取組で、推薦者が評価できる取組を行っている。	S・A

5 . 応募情報の取り扱い

この募集により収集された応募情報の中で、個人情報に関する部分については、当選定にのみ使用することとし、以下の通りに取り扱うこととする。

(1) 個人情報の管理

当機構は、自ら規定した「個人情報取扱方針」に基づき、個人情報の適切な保護に努めることとする。

(2) 本人の同意の取得

当選定後、選定された者に係る情報公開を行う場合には、事前に選定された本人に確認し、同意を得た情報だけ、公開することとする。

個人情報取扱方針

財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下、「機構」と略します。）は、個人情報の取扱いに関しては次のとおり取扱い、個人情報の適切な保護に努めます。

（基本的事項）

第1 機構は、個人情報保護の重要性を認識し、業務を実施するに当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行います。

（個人情報の収集）

第2 機構が業務を行うために個人情報を収集する時は、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、必要最小限の情報を適法かつ公正な手段によって行うとともに、ご本人の同意をいただきます。

（個人情報の利用）

第3 機構は、取得した個人情報を利用する時は、個人情報の利用の目的を明示し、その目的を達成するための業務上必要な範囲にとどめます。次の場合を除いて、個人が特定できる情報を利用したり外部に提供することはありません。

ご本人が同意されている場合

法令など又は公共の利益のために必要とされている場合

利用目的を達成するうえで、ご本人のために必要であると考えられる場合

（情報の管理）

第4 機構は、取得した個人情報については、漏洩、滅失又は毀損などを防止するため万全の措置を講じます。

（事務従事者への周知）

第5 機構は、業務に従事している者に対して、在職中および退職後においても、この業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させます。

（本人への情報開示）

第6 機構は、業務の執行に当たって取り扱っている個人情報の状況について、本人より申し出があった時には、随時その情報を開示します。

（苦情処理）

第7 機構は、個人情報の取り扱いに関する利用、提供、開示又は訂正等を始めとした苦情一般に対し適切に取り組みます。

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。